

## 第9章 週休2日制（土日現場閉所）の経費補正における積算要領

### 1 適用範囲

土木部所管の土木請負工事で、諸経費体系が一般公共※、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備を対象とする。

※一般公共の工種区分は河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良、PC橋、舗装、砂防・地すべり等、鋼橋架設、公園、電線共同溝、道路維持、河川維持、トンネル、下水道・共同溝等、コンクリートダム、フィルダム、砂防堰堤、港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食、橋梁保全

### 2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制（土日現場閉所）の達成状況に応じ、一般公共（港湾工事4工種※除く）、一般公共（港湾工事4工種※）、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備の別により下記のとおり計上する。

※港湾工事4工種は港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食をいう。

#### 2. 1 補正の対象

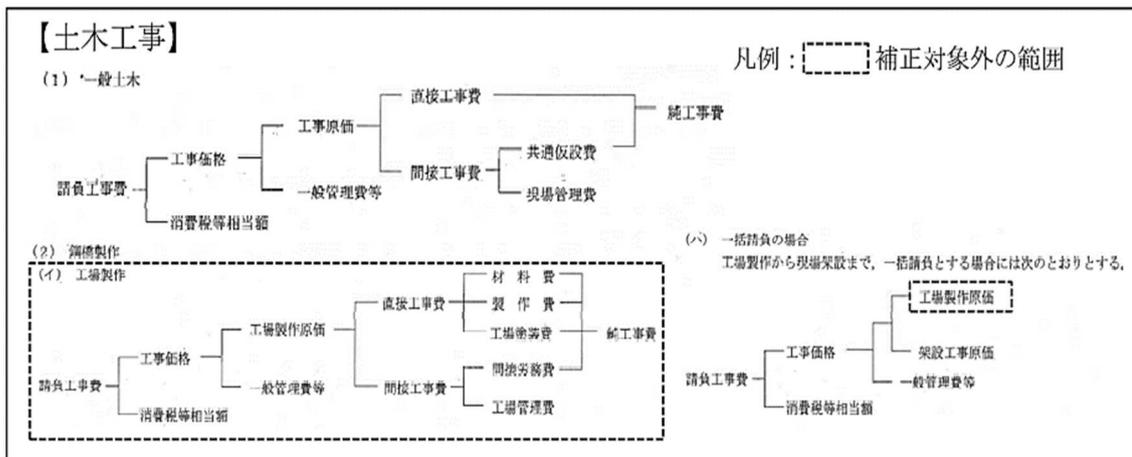
##### 2. 1. 1 一般公共（港湾工事4工種除く）

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正  
 土木工事標準単価：建設物調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の土木工事標準単価に各達成状況に応じた単価を適用、2.2.6に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）  
補正の対象外
- ③ 工事製作等に係る範囲（下図参照）については全ての補正の対象外



## 2. 1. 2 一般公共（港湾工事4工種）

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正  
 土木工事標準単価：建設物調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の土木工事標準単価に各達成状況に応じた単価を適用、2.2.6に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 工場製作等に係る範囲についての労務費は労務費補正の対象外

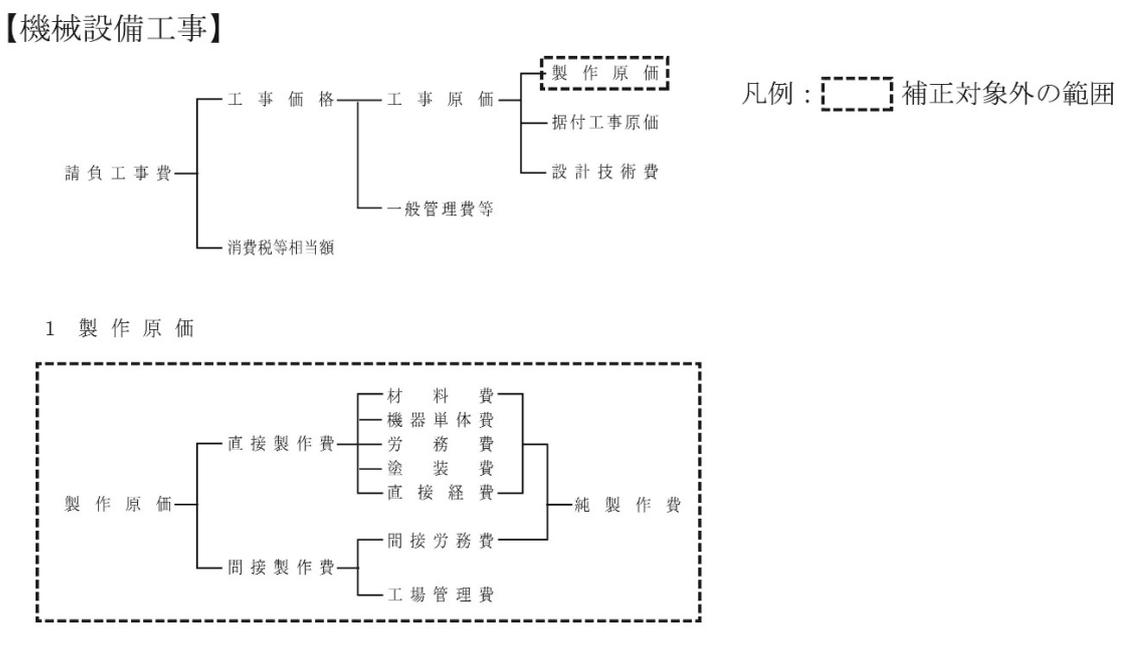
## 2. 1. 3 機械設備・下水道機械設備

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正  
 土木工事標準単価：建設物調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の土木工事標準単価に各達成状況に応じた単価を適用、2.2.6に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 製作原価に係る範囲（下図参照）については全ての補正の対象外



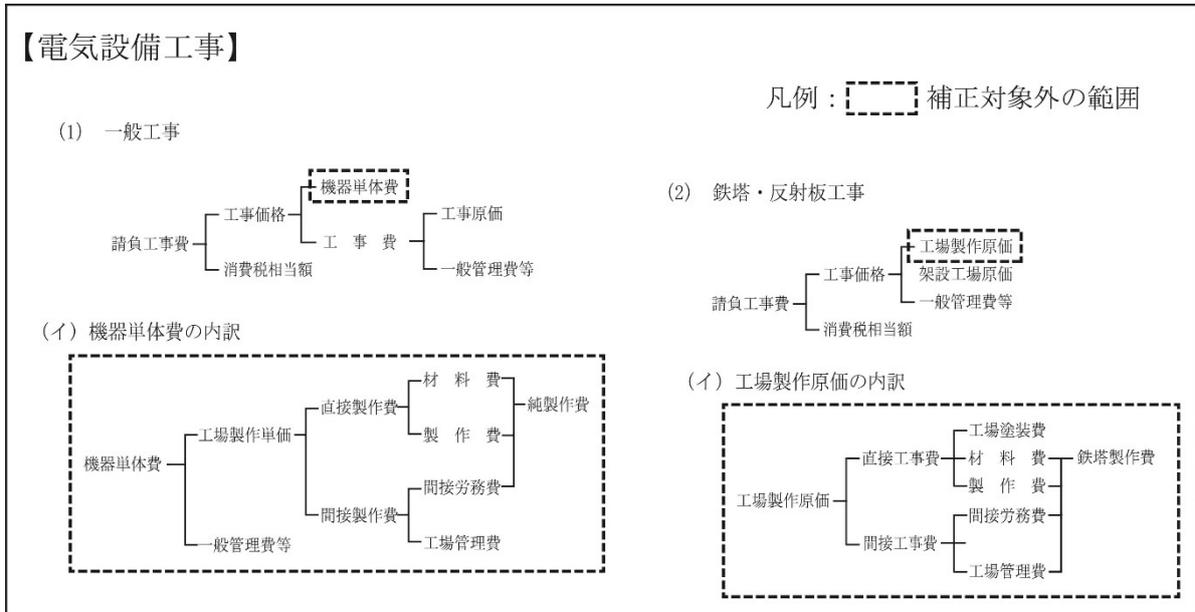
2. 1. 4 電気設備・下水道電気設備

補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正  
 土木工事標準単価：建設物調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の土木工事標準単価に各達成状況に応じた単価を適用、2.2.6に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 機器単体費及び工場製作原価に係る範囲（下図参照）については全ての補正の対象外



2. 2 週休2日補正係数

2. 2. 1 一般公共（港湾工事4工種除く）、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

## 2. 2. 5 市場単価（下水道）

名称	補正係数		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)
硬質塩化ビニル管設置工	1.03	1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工	1.03	1.02	1.01
砂基礎工（人力施工）	1.05	1.02	1.01
砂基礎工（機械施工）	1.05	1.03	1.01
砕石基礎工（人力施工）	1.05	1.03	1.01
砕石基礎工（機械施工）	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工	1.05	1.03	1.01
小形マンホール工	1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工（ます設置工）	1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工 （取付管布設及び支管取付工）	1.02	1.01	1.00

## 2. 2. 6 土木工事標準単価

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)
区画線工		1.05	1.03	1.01
高視認性区画線工		1.04	1.03	1.01
橋梁塗装工		1.03	1.02	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04	1.03	1.01
	人力	1.05	1.03	1.01
コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.05	1.03	1.01
鋼製排水溝設置工		1.05	1.03	1.01
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.03	1.02	1.01
	高所作業車	1.03	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01
連続繊維シート補強工	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01
漏水対策材設置工	固定足場	1.05	1.03	1.01
	高所作業車	1.05	1.03	1.01

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)
防草シート設置工		1.04	1.02	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01	1.00
塗膜除去工		1.05	1.03	1.01
バキュームプラスト工		1.02	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.05	1.03	1.01
機械式継手工		1.05	1.03	1.01
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.04	1.03	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.02	1.01	1.00
FRP製格子状パネル設置工		1.01	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.05	1.03	1.01
支承金属溶射工		1.05	1.03	1.01
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.04	1.03	1.01

## 2.3 補正方法等

### 2.3.1 補正方法

(1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、**土木工事標準単価**の補正について

労務単価、機械賃料単価、市場単価、**土木工事標準単価**に2.2に示す補正係数を乗じる。

(市場単価の補正式)

週休2日補正後の市場単価＝市場単価×週休2日の補正係数

【補足説明1】加算率・補正係数による割増について

市場単価は施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式で補正済み単価を算出する。

$$\text{加算率・補正係数補正後の市場単価} = \text{週休2日補正後の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } \dots \text{ or } S_x / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_x)$$

【補足説明2】加算額について

市場単価は施工条件により、加算額が適用される場合がある。

加算額の単価の構成（機・労・材）は工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。

(土木工事標準単価の補正式)

週休2日補正後の土木工事標準単価＝土木工事標準単価×週休2日の補正係数

(2) 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率）の補正について

(1) により労務・機械経費（賃料）、市場単価に補正を行った共通仮設費対象額 P' について「土木工事標準積算基準書（共通編）第 I 編②間接工事費 2. 共通仮設費」に基づき、共通仮設费率 Kr' を算出し、Kr' に補正係数を乗じる（Kr"）。共通仮設費対象額 P' に Kr" を乗じ、共通仮設费率分を算出する。

(1) による労務・機械経費（賃料）、市場単価の補正、上記による共通仮設費の補正を行った現場管理費対象額 Np' について「土木工事標準積算基準書（共通編）第 I 編②間接工事費 3. 現場管理費」に基づき、現場管理费率 Jo' を算出し、Jo' に補正係数を乗じる（Jo"）。現場管理費対象額 Np' に Jo" を乗じ、現場管理费率分を算出する。

2. 3. 2 端数処理

(1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、**土木工事標準単価**の端数処理について

1) 労務費について

週休 2 日補正を含む補正係数を全て乗じた後、1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。

ただし、港湾請負工事積算基準を適用する工種は、小数第 1 位四捨五入円止めとする。

2) 機械経費（賃料）について

週休 2 日補正係数を乗じた後、有効数字 4 桁目を四捨五入し有効数字 3 桁とする。

ただし、有効数字 4 桁目が小数点以下の場合は、小数第 1 位を切捨て整数止めとする。

3) 市場単価について

週休 2 日補正係数を乗じた後、1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。

4) **土木工事標準単価**について

**週休 2 日補正係数を乗じた後、1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。**

(2) 諸費経費（共通仮設费率、現場管理费率）の端数処理方法について

各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休 2 日補正計上時のそれぞれで小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. 4 補正適用時期

上記補正については、当初積算時において 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を労務費等に乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて設計変更を行う。

~~注）単価適用年月日：令和 2 年 6 月 1 日以前の経費補正については、下記の積算要領による。~~

~~＜兵庫県 HP＞「まちづくり・環境」⇒「設計・工事」⇒「制度・基準」  
⇒「土木の技術管理に関すること」⇒「週休 2 日制度を活用する工事」  
⇒「積算要領（単価適用年月日：令和 2 年 6 月 1 日以前）」~~